

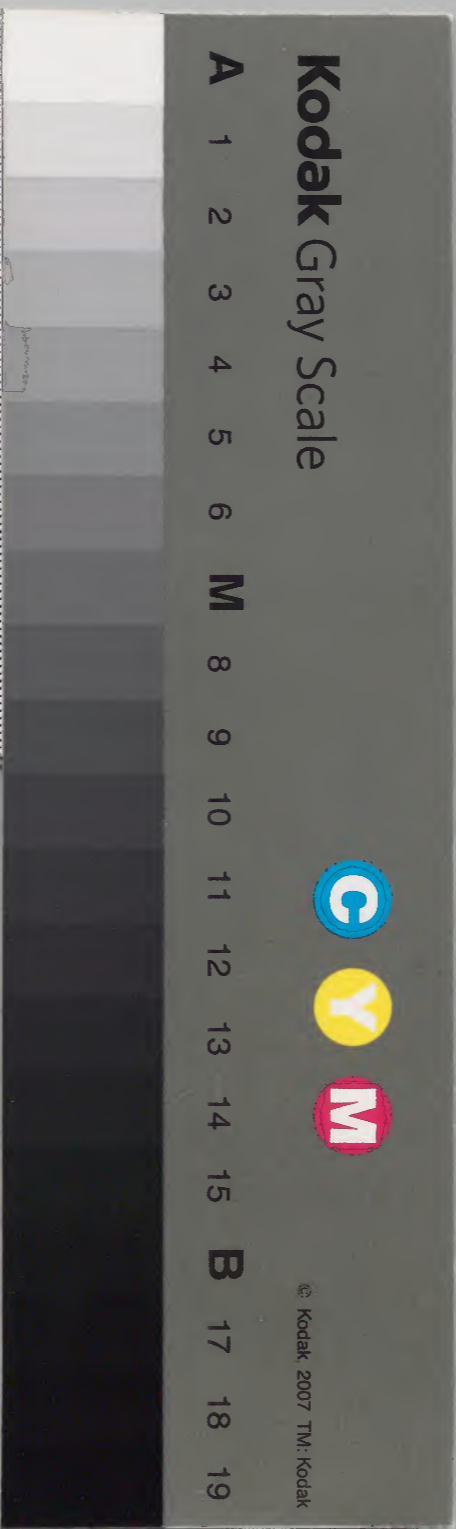
真際雜記

隨筆

和書門類
 二七八四二號
 三架
 六九冊

內閣文庫
 和書類
 二七八四二號
 三架
 六九冊

內閣文庫	
番號	和 27842
冊數	69 (1)
函號	213 3



坐

弘化三年丙午八月十四日
同年十月十日稿成

丙午随筆

一

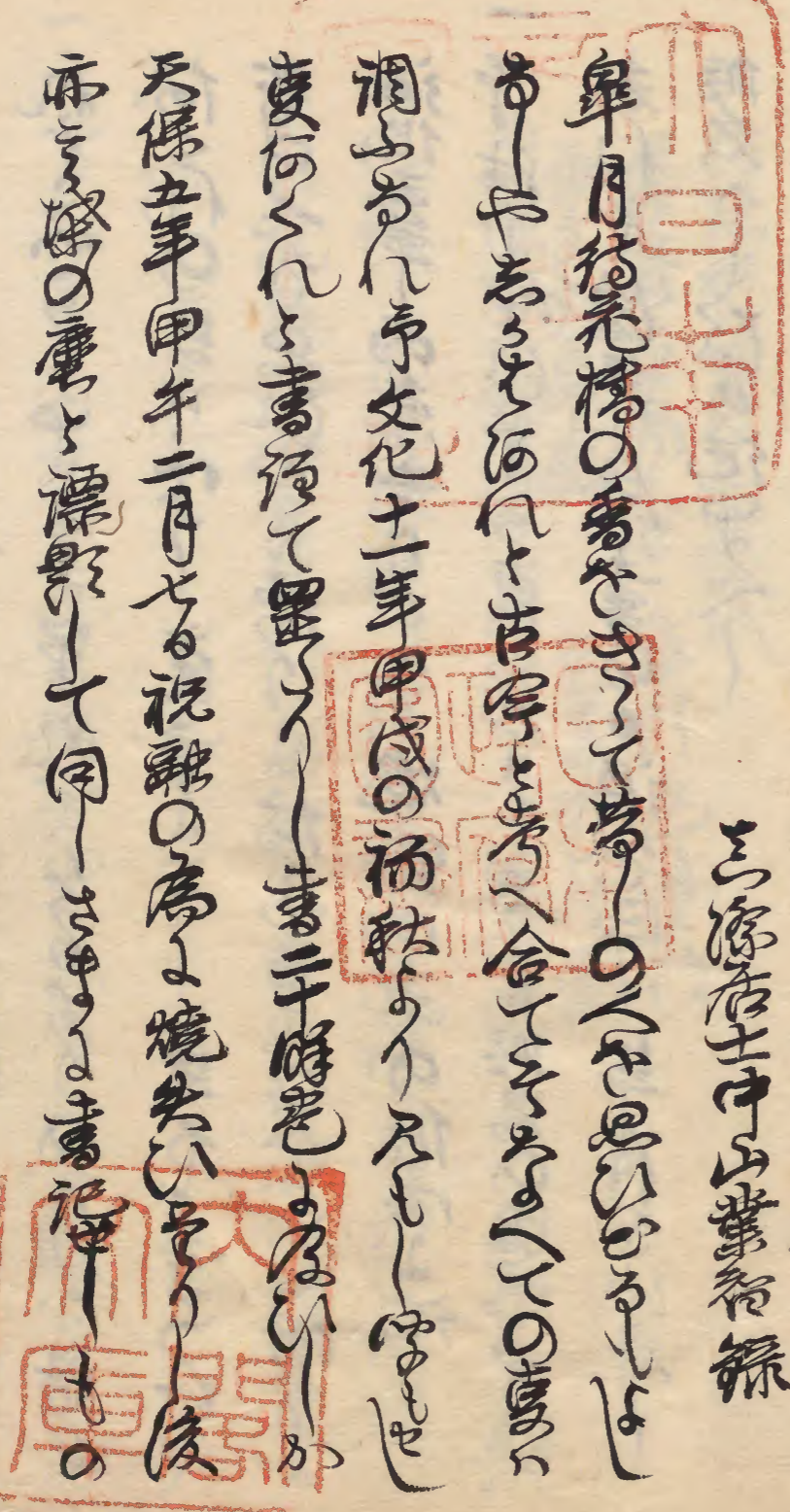
天保五年甲午二月七日

明治十三年

真深隨筆一

三浦吉士中山業翁録

年月拾元橋の書をかくりて
 一〇月廿四日
 一〇月廿五日
 一〇月廿六日
 一〇月廿七日
 一〇月廿八日
 一〇月廿九日
 一〇月三十日
 一〇月三十一日
 一〇月三十二日
 一〇月三十三日
 一〇月三十四日
 一〇月三十五日
 一〇月三十六日
 一〇月三十七日
 一〇月三十八日
 一〇月三十九日
 一〇月四十日
 一〇月四十一日
 一〇月四十二日
 一〇月四十三日
 一〇月四十四日
 一〇月四十五日
 一〇月四十六日
 一〇月四十七日
 一〇月四十八日
 一〇月四十九日
 一〇月五十日
 一〇月五十一日
 一〇月五十二日
 一〇月五十三日
 一〇月五十四日
 一〇月五十五日
 一〇月五十六日
 一〇月五十七日
 一〇月五十八日
 一〇月五十九日
 一〇月六十日
 一〇月六十一日
 一〇月六十二日
 一〇月六十三日
 一〇月六十四日
 一〇月六十五日
 一〇月六十六日
 一〇月六十七日
 一〇月六十八日
 一〇月六十九日
 一〇月七十日
 一〇月七十一日
 一〇月七十二日
 一〇月七十三日
 一〇月七十四日
 一〇月七十五日
 一〇月七十六日
 一〇月七十七日
 一〇月七十八日
 一〇月七十九日
 一〇月八十日
 一〇月八十一日
 一〇月八十二日
 一〇月八十三日
 一〇月八十四日
 一〇月八十五日
 一〇月八十六日
 一〇月八十七日
 一〇月八十八日
 一〇月八十九日
 一〇月九十日
 一〇月九十日
 一〇月九十一日
 一〇月九十二日
 一〇月九十三日
 一〇月九十四日
 一〇月九十五日
 一〇月九十六日
 一〇月九十七日
 一〇月九十八日
 一〇月九十九日
 一〇月百日



ふ〜とあるを凡そ花より〇〜〇〇の道〜難を業と
て〜とあるを凡そ筆執して〜の〇〇の道とある
何〜〇〇の道とある〜筆執して〜の〇〇の道とある
昔のしるしを〇〇の道とある〜筆執して〜の〇〇の道とある
弘化三年丙午五月廿六日燒野の弟の信吉の記
一 予は家心する事と云ふ〜筆執して〜の〇〇の道とある
あるは毎年浄書の〇〇の道と云ふ〜筆執して〜の〇〇の道とある
信吉の記と云ふ〜筆執して〜の〇〇の道とある

一月十三日室田海國接校奉命とあるを凡そ〇〇の道とある

増上尊皇の天德宮向の母井才天ノ洋終〜とあるの昔は

を修社前夢を有て試
業著るは用若 車行は運校

執文の常殿 乞ふ所を當
之るは候水天宮洋〜筆執して〜の〇〇の道とある

宗匠題 と修校前 福後接校宗匠是なり木者前胡

大木赤電色上雅名生川句岩勝の二連の二〇〇の道とある
にて解る

一十五節より大木赤電より平曲を弾たは半付道から凡そ
より大木赤電五付道赤電臨る凡そ〜とある

成曉の時に香電焼失と云ふは此書子の中河の事なり
周の宅へ適する男連と云ふは此の同宗の臣天保五年の
災より土倉焼失の後めしと云ふ事なり又宗姓を焼失
此火九よりして菊坂中へ通る湯島市東水戸を越え
田原新所仲所に於てある所一丁も昌平橋渡りを経て
小川所神の傍通る三河所正去所正去河内通る所
河内所正去池新の所所所所所所所所所所所所所
宗物所小川橋通る中河所通る中河所通る小河所
大信所河内所通る所所所所所所所所所所所所所

所江所青金所青所 大坂所 稲荷橋小河所 東橋北新橋
靈峯寺一面茅場所所所所所所所所所所所所所所
南河所橋鉄絶河十軒所^{細馬} 江戸橋より西河内中通る
片側系橋迄此方所より焼る里十二百並九中河所
焼止る此中神の所神宮中橋より河内所を渡る

大名屋敷三千五ヶ所 籠中九千軒所

所敷三百六ヶ所所 橋敷二十ヶ所

長九一里十九町所 橋

一石火災より舟神の所所所 江戸橋四町 八所橋所

庄瀬小倉建

大ニテ研に窮民庄瀬小倉兩三ノ百敷境困窮成
去傍子に才出小倉入るに於ての也

三月十七日

一亦其に存建言ノ裁り同ホリる處成同ノ日後

一二月十日あるより。以上前所ノ旨なるより十日に於て
為停止ノ者ハ無ク

一亦其に存建言ノ裁り同ホリる處成同ノ日後

善治法 善治一 善治三 結理善一

運轉 佐治の處

小松教則 邑上雅富 中生吉下 高松善一

勸進帳 西宮屋敷

名都彦 福福庄坊 海乃下 宗道

一三月十日に於て二接投完平曲物古初に於て

一十日に於て

一十日に於て平曲物古初に於て

一四月十日に於て平曲物古初に於て

善言 善言の由法ニるを詳

宗道 福後 邑上雅富 徳形文 宗道 二向宗彦

一亦其に存建言ノ裁り同ホリる處成同ノ日後

一 亦る一目并才天祠二月十三日庄境の延平初平承正元
同日よて難字

一 亦る智光院殿堂二月亦有 國志透佛院殿八月亦有

一 三十三周而戒者透院殿十三周止心堂庄境陽京勢

亦族一同奉侍

一 十三日系齋園病祀

一 亦川東海の境中於所解院無念達長也重長也四月亦有

一 亦大寺佛無齋海境有難字よて奉侍有入由伊東

一 亦應之侍有五月十三日同日よて奉侍佛終てお

及乃海の前屋大元唱る文

大徳國師示云

汝等法人亦此山中為道要其莫為長食有有
之亦亦有口之亦與只類十二時中向之理舍如崖

亦崖去光陰如箭信勿難用也

大徳國師遠戒

老僧以佛後或との繁具多亦用熱佛圖經也
諸令銀或誦經祝祀也生亦好一食亦高六時以
道直繞雖德摩去子心佛祖子侍妙乃掛在

胸間列播言因果を風墜地候是邪魔種族也
老僧去世之矣子孫孫見孫或僅一人綿延海外
一把芽底打脚端下煮桂葉根喫道日為一
究其已度志与老僧日日為足教恩底人也
謹啟恒為我勉旃

建武二年十月。宗華使少知書者雲母

下

此書より世を流る天の赤光と信藏通云此尚助成也
る此人尾を流る河の産伊勢葉名と云此亦以今年

甲午當時大徳の人と云しと云え此尚の孫者同
中乃隠察して方列進對話候と云解也

一 国五月三日系化建福る

一 十三日男まきちふ快を押して當世より翌十四日海電

平部治牙より宿まきちと六月十三日歿年二十

一 十六日所いする所記

延化三年庚申五月二十日河部伊勢葉名處所記

伊勢葉名

徳市危板書物彫刻一帯前記書物所記
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
以上同記の事
又此の彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
以上同記の事
又此の彫刻の事

一 此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
後之

此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事

此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事

一 此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事
此の如く指圖書共之類年一帯彫刻の事

生島の前より一宮田原まで一かたはあつたの流を汲んで
 生島一宮田原まで一かたはあつたの流を汲んで
 しむ野中島一とせよあつたの流を汲んで
 名くすくす中島の祖よりいぬくすくすまで
 月入の二の三日あつたの流を汲んで
 を弾くたのぬい

生島一宮田原
 生島一宮田原
 生島一宮田原

同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中

ありあつた
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中

ありあつた
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中
 同前田三法中

大井

香取

白川

保原

岩園

坂本七郎

岩尾尚安

生川

山杉

杉谷

麻島

山谷 山妻

有吉

島川 獲

嶋一

松島一

美一

利榮一

年一

一 亦七者浦寄入西女利が船二艘長崎中十三百七

長三十万中七万三入京と川成忠の之取と張忠保し

あり平忠是心其吉利の家艦を此國の障を伺ふ

事なるさし六月七日此日帆掲國す

此書上卷(同元傳) 自是古船國改より

一 七月十九日の木浦河部伊勢守殿本後

女院去月也

前所より今亦七者追討物三百

傳止

但書後より

たし通より

七月十九日

一月十九日

杉平院はもと元承平

傳止(承平)

應永十一年

右の者父傳之馬と申す実常遠山彦の中原組仕仕
井上七三助長父隠居傳之馬成太傳之馬高見成
如て傳九年十二月廿三日と云ふ下管於 傳成由路
何志たふ志圖成及難害の百と云ふ後太歌お尋の
難お志物仕と云ふおと云ふ伝穿鑿しは傳と申す
天保十三年二月廿三日と云ふ唯新書指書と云ふ
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回

右の者傳之馬と申す実常遠山彦の中原組仕仕
井上七三助長父隠居傳之馬成太傳之馬高見成
如て傳九年十二月廿三日と云ふ下管於 傳成由路
何志たふ志圖成及難害の百と云ふ後太歌お尋の
難お志物仕と云ふおと云ふ伝穿鑿しは傳と申す
天保十三年二月廿三日と云ふ唯新書指書と云ふ
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回
右傳十年と云ふ父と傳を慕同年三月廿四日宛回

八月廿三日

松平徳右衛門
十河厚之助

一文化八年辛未三月十三日村田長海海段身年六十四歳川
中野もつ藤翁之の妻阿字子親号鐵錦二高小字平四郎

和漢字の事

青の筆蹟、山世名原書画簿、
和漢字の事

一文化三年三月四日、高田比呂事、所より、大穴下、治坂、中入、始

一、後、多回、蒲、菟、世、名、雷、神、の、迄、燒、失、翌、五、日、始、大

一月年の冬、琉球使の貢

一、同四年四月、魯西亞船二艘、吉、維、也、の、事、り、此、始、す

一、同五年六月、十、日、源、川、の、始、言、を、終、り、事、集、事、代、格、中、の、格、統

一、事、り、入、船、八、五、十、日、始、千、日、の、事、り

一、同七年八月、英、吉、利、船、停、場、の、事、り、此、始

一、同八年、船、解、任、使、對、る、迄、事、艘、上、傳、中、の、事、り、大、穴、大、史、大、園

副使、服、坂、中、務、大、史、安、基

一、文化十三年、九月、三日、新、世、大、史、初、進、解、之、保、可、於、東、無、り

一、文政二年、癸、未、九月、十日、山、中、津、濱、翁、政、年、七、十、名、正、長、家、の

一、故、事、年、四、回、亭、大、畑、市、の、事、り、老、教、從、四、位、任、進、の、事、り、和、漢

一、の、事、り、身、事、書、畫、藏、第、一、の、事、り、和、言、を、心、に、し、教、授、の

一、文化の始、年、一、甲、辰、の、事、り、一、の、事、り、一、の、事、り、一、の、事、り、
文化の始、年、一、甲、辰、の、事、り、一、の、事、り、一、の、事、り、一、の、事、り、

一、同十二年、己、丑、三月、廿、日、高、田、比、呂、事、所、回、始、之、る、所、より、大、穴

一、夕、の、時、道、を、完、終、燒、失、倉、下、傳、る、此、大、穴、の、事、り、和、漢、の、事、り、

一、和、漢、の、事、り、和、漢、の、事、り、和、漢、の、事、り、和、漢、の、事、り、和、漢、の、事、り、

増多事務手前庄内領へ焼失此中邊河三町目
東百揚り二千回

一 天保三年壬辰十月琉球使入京

一 今半額世大夫勅遣能於之保可京典の

一 同五年甲午二月七日重なる時道神回施之る所より大
善合比居庵土倉とし焼失皆事法意悉く焼失此災より
羊心前より三月六日の火より一し遠くは同し所
焼より一し事し

一月廿五日豊後縣難政年四十九歳至西様も一葉法を抄推院

新重の住坐此ノ家ハ不英号桔梗園通称村母宿中昔邊
邑ノ人教多よ也一書川常持翁のつゝ又上三〇年あり

一 同三年乙未十二月廿日但言の候仙心道一助之利お信京
西子飯舞よと三〇二万二千と上三〇三〇〇〇〇成下分の成也
仙心危東郷の三〇〇祀遠き匠及之命者十人引合よと
家持三十三ノ有

一 同九年丁酉四月控る上清江赤元菴者の在甚村長徳との
方丈物事西まのよとす物事母後の同回の入也一
傍とあり又化十年の氏種倉建長とて寺も是の舎とす

存^{入世}也——と云ふ年一幸二歳と云ふ

一同の年八月七日の如き長老より予より号を授くる

先代より攝養兼攝之下志更初仕るる後乃号を授くる
此節お徳指す如成多摩郡中におる如也又律律
三三と稱す後法定法苑也又成より志より研海也如
當亦の道に一十上第十月中旬比師院に積りて
海乃仕舞念を入拜仕るる也府に一帯に在りて
皆因當りて成りて可成りて可成りて可成りて
上と云ふこと成りて

仲秋也

中山の山中

抄

の副

真傳

歴劫の了難傳言を道法界結繩塵力為系系隨
採現何愛本本子愛人

也

と徳の二三の如き真傳の言に云ふ有二三隨採也
又子愛の如く又云く真傳は云ふ中入愛の二三也

一 一して云々云々所見者自己中子の如く此心為持守

一月廿六日吉國二月十九日信濃義徳堂礼坊より同好の

御書上七増平の申一同の伴格と助信徳の元嚴の御書上樂

大板庄より上田五三忠祖同の井上五三申の御書上樂大

一 拜敷の御書上樂大板庄より上田五三申の御書上樂大

一 一五年四月十九日信濃多敷下柳林より一書の同種書道長

と信大板尚徳義徳源信有同月下旬奉信おんすおん

國光徳御書上樂大板庄より上田五三申の御書上樂大

一 同十一年九月十九日信濃多敷下柳林の政年五十四

一 同十四年十一月の信濃徳下貞

一 同十四年癸卯三月廿六日信濃徳下貞の書道長

一 年七十三の信濃徳下貞の書道長

一 〇の御書上樂大板庄より上田五三申の御書上樂大

一 〇の御書上樂大板庄より上田五三申の御書上樂大

一 〇の御書上樂大板庄より上田五三申の御書上樂大

一 延命十句歌音經

敬世を南三條と併有因と併有縁佛法信經

常楽我知お念敬世を暮念敬世を念統心記

舎より難ん

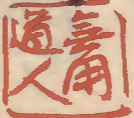
一 鎌倉國光と保叔傳抄西巻付

るる子方心 漫敷雲華雲 諸可口は光

保光の函書

右 惟庵保叔雲華雲の甲付

子 願庵の因標



右 惟庵村長絶の塔中棋月庵の隠居其年しるる心
生るる傳抄をたしるるまをいふ及び保十年の巻縮
れりりり年の巻縮しるる心

一 弘化元年の鈴木南嶺歿年二十の心次小字の伊三申
画皮をたしるる心次小字の南嶺風と雪子 女形心次

一 昭和後逸念之徴字の静史小字の安江申込の初画
や川村文翁の享年二十三として其書の心次一海峯

六月書致してあり心次小字の京文の享年三十七して
画皮を要して女人画を融して保十二年を子年五十二

して心次小字の同十三年の善北城の遠歴して後
如や志す海逸の事つて心次小字の善書二十歳して

一 鳥丸光彦の香山拾得の画皮

うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを
自ら拂はぬ拂ひしりるるるるるるるるるる

一香川系舟前市間敷

寄二端入り年四季の事しりるるるるるるるる

一光彦の月の旅

うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

一永平開山園之禪師の偈

一兼用五條 一第一如來 弘誓の海無碍

一回可羅羅

一香川系深淵のうもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを
二三首を二張

世羅大人身中うもたへ福や西往きよき月

中々うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

うもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

香川系古梯のうもたへ一重を拂ひしきり月を念ひし思ひを

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

舟の草

舟の草の香をば舞の舟の草の香をば

Handwritten text in Kuzushiji style, likely a list or record.

福名

第

豊元

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

赤木一花

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

Handwritten text in Kuzushiji style, possibly a title or header.

今昔の事は其の
いふ事をも其の
かゝる事も有難く
昔の事の計を
今昔の事をも
利根の事をも
此の事をも其の

其の事をも其の
事の計をも其の
其の事をも其の
利根の事をも
此の事をも其の

此の事をも其の
盛衰の事をも
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の

此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の
此の事をも其の

薩摩藩の御用
由生堂の御用
救済の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
持徳の御用
持徳の御用
持徳の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用

佛心書院の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用

人々の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用

有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用
有徳生福の御用

親の思事むせぬを
思ひ風をいへん
親をいへん
孝行か
親の思事むせぬを
思ひ風をいへん
親をいへん
孝行か

親の思事むせぬを
思ひ風をいへん
親をいへん
孝行か
親の思事むせぬを
思ひ風をいへん
親をいへん
孝行か

控へ速陳の旅
年々
身丸
後海
書提
家の命
後
書
何れ

眞運の旅
心
其母
と
命
今
お
今
然

合根をくへん何のなる
有るは龍一せんく
富むる言の甲斐は
殿元の有るを救ふ
款や自才の行禱を
下魔外なる近甘の
神より簡せらる
道に龍一もぬ
慈悲言のなる

多富貴を幸ふ
有るは龍一せんく
大なる言の甲斐
慈悲言相の其後
神は佛のなる
然れは行禱の成す
よく了るは
傳へる龍目と傳へる
子孫繁むる

寶を浪の三
夫の誠の信
實の言のなる
我に救ふは
有るの命を救ふ
今も有る言のなる
有るは龍一せんく
龍一傳へるは
有るは龍一せんく

龍のて傳令は
榮耀の龍のなる
龍の言のなる
有るは龍一せんく
有るの命を救ふ
有るは龍一せんく
有るは龍一せんく
有るは龍一せんく
有るは龍一せんく

人の食わす控る物

若て食ふ事

前々海鏡山由

是邦より

邦る在おん

多子候

免し角

仁心

此帝仁心

合く牛

書子記

降命終

唯戒及

今世

付寶三

檀皮

南を布

一業蒙
名の傍の傍

一書画二説

其年稻

賞叙

一塔補

一園山

男心

三男

三保

皆録して國山血統誌

一 墨鏡祖師傳二 大慈戒律二 一ノノ判り

一 六祖法寶壇經

吾本才落土 傳法杖徒傳 一花開葉 結果自然成

一 某招禪二 太平年表一 後板 乙長通漢二 西谷十

一 通身之新條 什磨物信應本

一 亦村言敷成京南院云鳥丸光慶の詠

秋のつとく桐の葉のこころをいふはなつたの夢のふさ

一 圖書大徳の二三書院よる回洛部よ備三成の神有

に東院の地因ふと法律云々 老成刑罪の附三十七

一 本草書もの子の敷奉邦の紙よ燒筆するよ六柳木の

燒席も一合杯の箇地よ六桐の木も一唐紙よ六檜木

炭も一と天保十五年辛丑四月二るまゝ一東南麓活

一 仙臺中物を政宗に守眼し年付の月

一 一眼向高云々 我是奥あぢま

一 豊人のさかての月をいさし豊後の國をいさし

一 孝憲國師

一 一の書に記すはさかての月をいさし豊後の國をいさし

南緯と岡山と尚

人びとあつては後よきとて人びとに教へ惜みあひ

- 一 上総國國刊のしるしありて徳和の國を著撰のしるしあり
- 一 富里久十三ありて國の遠に發り伊豆 伊豆 伊豆 伊豆
- 一 安房 上総 下総 常陸 上野 下野 信濃
- 一 大近年刊のしるし

一 皇五尺五寸の箱ありて中二尺二寸の箱あり

一 一方の錦成翁の格意漫筆初編の首句一編は一
つく發後三編のしるしありて編修字ありて文書

近世徳大儒のよき勝るま遠

一 天保十三年壬寅六月十日の江戸山尾醫宗儀井邊より

遠く年七十七と云えに^{信濃のしるし}信濃よてん性の人と醫成て年

十七年法國を遊歴すは^{信濃のしるし}信濃のしるし

一 此年弘化元年^{九月十三日}政事^{或る遊歴のしるし}信濃のしるし

一 房越海意ありて醫書ありて近世名醫男信

一 常陸土浦在る國法書と現行靈海和蘭の光律書と
格稿のしるしありて^{信濃のしるし}信濃のしるし
のしるし十九年の通平歌ありて

一肥前守の東條の侍醫大木宗庵のて終点の人の丙午年
三十七の平曲の侍醫のまじり書を解す(此甲辰三月初
酉金)

一遠江橋初等侯の儀大之保通の申名 宣の号二五
酉寅を解す(天保十一年のて酉金) 宣の年 月 日 夜
一平曲を解す(天保十一年のて酉金) 宣の年 月 日 夜

終本南野 申の代書 大之と虎 終本南野の北川親吉
小松通平 山崎宗高 長谷川吉直

存書のつ

存書 指書下取 東南終 大之保二五

終本南野 恒保通 三言橋通 終本南野

大之と虎 長谷川宗高 終本南野

一坤輿図儀よ云 和蘭國定法二里五十六所解乃我二里
二十丁零二歩ある指逸國定法二里七十四所解乃
我二里零二丁よある此書其外其外寛省書其
外保三年と已判り心から持奉

西御更五敷書其外一(寛貞詰具人新澤七生)

より聖賢遠くはる也して文物隆平の盛
るるは天子の徳より成る一統中本邦漢土
を二帝國と稱するも其の勢あるは
國の廣袤里方七十萬三千餘里は五億或曰二億
五千方

皇國 屬國 聖祖の父孫孫與惟夷薩哈連

漢土坤輿中の諸邦にして三府十省とすも帝邦を
小系と云ふは二の大府とす人の三百万を參の喘喘
喘喘のぬきこは較ゆればは二のぬき其安轄

するは國を合するは廣袤政區巴合あり備はくは昔
聖祖の隆盛するに於ては惟魯西亞所及より
其を徳るもの然るは人民可記の縣もは比倫の
非ず國を人民一億四千五百萬とす海陸軍卒三百五十万
一府解いた大縣三十三小縣一百ありは國のありは
巨海より土系ありして漢字を解し邦を以て中
略録は有るに及い備ありは國のありは千民五百方
一海ありは魯魯の雅克薩魯西亞所及は境を接す
遼東府清の世祖及い太宗の府あり吉林府清の大徳安の

新トドシカール

龍省吉村府府云ニ三府あり山田ニ布ニブ楚ス城あり

由世法ノ魯西亞と稱後ノ此地ノ境碑を建て封境を

定む又法祖延降の如あり寧古塔と云里方三万

六千二百五十民口百七十万

一 系古と耶を科カルレミシニ長城山郊より身を許さ

た事ハ山東府より受里方九万三千三百五十民口百方

一 喀カルカス國よりあり帝を山東より受能邦として民を

極てあり

一 薩サカレ連一名カラフト一大島にして中邦より属するに船路に

一 夜ノ此地多クはす

一 魯西亞龍祖一名ミシリヤ塔ロミヤニ属大徳四所ニ下又

十三龍方ニミヨクアイトルヒルグヒルグの如きものあるに

大洋中よりあり我々を畏るるをカムニヤツカと云也

一 十年の魯西亞帝チンガリヤン人ニヨウスキを捕て出

たに奴隷せしめり人口は萬島より里方二十七万二千

民口は百五十万或百九十万

一 天竺一名東中なる西ハベルニヤハイツベットと云漢土は極四万

五百餘民口一億二千餘浮屠教を以て其地判佛蘭西

和蘭波示杜瓦示 亦那路示加ホ占擧す此れより西岸
の帯より往てくる所の ミケイクス デスカシ 滿刺旬
ゴルカ

- 一 後中なるものなる所は國領持西の安カリ 此中數國あり
- 一 里方三万八千人口三十四萬方 アセシ ビルミンニズブリニセシ
- 一 キン百千七百方 此ヤムロ里方四千 マラツカ教國の屬す
- 一 カニボキヤニとら曠民口二千方 文趾^{カラチ}四方を三千國民を擧る
- 一 万^{セイヤロシ} 東京^{カキ}あり人口七十七方
- 一 萬^{セイヤロシ} 檳榔嶼^{ベナ}の市を擧るを里方二千七百三十三方

イギリスの屬す此の島も檳の屬すはな
一 マルチブスも檳の屬すは(四十二)の島を擧る 是は波示杜瓦
の島に屬す

- 一 アニタニ桂島のより東に在る島を擧るの島を擧る
- 一 ニモダラ^ク 和蘭の屬すは島里方四千二百二十民口四萬
カチ方
- 一 佛^フ 和蘭の屬すは里方二千四百
- 一 ホル^ホ 和蘭の屬すは里方四千二百五十五民口五萬
- 一 セレベス島 和蘭の屬すは里方四千三百五十五民口五萬

ニ属するニをバルカ島の七十一を千七と云ふ島あり属す

一 呂宋 一名非利は那是 其地傍一千二百餘の小嶼を合する

格名と云ふ船十の酋長ありて刻都す伊那把泥西に属

好譽師なる大船を入べしハリア子と云ふその酋長あり

五市頗る名盛旅客あり一万余人此地あり其地より

して病家あり一季候酷熱なるを五穀産する甚夥

去る餘孽あり知い里方一千五百零五民に三百万中我

一百万零七千人ハ伊那把泥西に隸

一 カロリニセ法多の日本所屬をのの島あり其酋長を隨事と

イタハニアに属す民に四百四十餘島あり其地

五島の在塔中あり附リコトラ 婦人ありあり

マリア子ニヌラドロと云ふ此島傍十五島の及三千餘の小嶼を

統云ハイスハニアに属す其の地を統と云ふ或は統と

と云

臺灣 一名ヌルモガ 其地の幅を統と云ふ里方二千

百二十民に二百二十万

一 歐羅巴の南の三大部あり其地を統と云ふ其地より

統(name) 統三統一ハ 孫前統 意を統 拂所家

伊那把泥亜 ^{ホルトガル} 波赤仕尾尔ホ ^{ドイッ} 二招逸得 噴噴制
 和蘭 ^{デマ} 弁那路尔加 ^{マルカ} 茂尔勿奈亜 ^{マルシヤ} 乃い招逸よ官擔す
 る法也 ^{スラホニア} 三よ招制勿泥亜得 ^{チガリア} 翁加里亜 魯西亜
 法属国及び ^{トル} 邦見格の部 人種皆身材長大赤髮紺
 膚よ好て異域よ通移す 里方十五万五千 民口二億二千
 魯中帝國を轄する者三招逸 邦見格 魯西亜
 一 邦見格 二 官有や ^{ニス} 邦路低 ^チ 波赤 ^ホ 二云々官威格
 て盛烈の官有を重御亜非判よ跨る以刑者酷 此は
 歐羅巴族女の者官有よ云々云々 噴噴然多流を云々云々紀元

又同云々云々噴噴然多氏然か云々云々云々云々
 以て紀元二年とす 此年 教弘化二年より前一千二百餘年
 よ下るに位ハ血統の男あり 後事をい何れ帝自好より
 兵權を長より承せぬす人 爲て死を畏れに 討する十二万
 分年也よ 唯す官艦大小二千五百七楯二千五百二十五艘
 三半月を号し 一とす 里方ハ千八百民口九百五十一万四千
 一 魯西亜 ^{ロシヤ} スロス 二と封疆 伊蘭中の 誰邦に 歐羅巴より 歐
 中山亜西亜の 邊衝一カムキツカより 我奥艦美法族の
 地と云々云々云々 隣るの云々 封城 歐羅巴より 係部 里方

ハ万ノ千國人ロ三千五百万中ノ大なる所を多邦を
ペイトルビルグと云テ教ハ千人ロ軍卒定テ九十七万
候迄敵を旧邦をムス加府と云テ西亜の屬をミレ
リヤと云邦博ハ五ノ十倍大能をトボルスキと云
人ロ百七十五 國分軍人騎方七十三万零二二三軍艦亦
二百七十八 艦号及政廳を申

一 擧送トク一各ヲステニキ 此國歐羅巴中ニ統の帝國
ニ邦をウキ能と云人ロ二千三万ノ千七十七軍卒二十万
國分民ロ三千万里方一万二千ニ砲技ハ此邦能

一 涅埜ネデル示南土十七分中ノ和南ノ府ニ首府アムステ
ルダムと云テ教二万六千ノ百三十五ノ千七百三千ニ
國王の居城ハデニアアガの密林中ノ在此邦ハ
侯位あり一は三十年前ノ侯ノ刑ヲ和南ベルキ
有國里方千五百五十人ロ五百五十万艦号一赤黄
のニキ

一 佛蘭西フランス軍艦大ハ二百ノ軍卒二十五万艦号ハ塔百餘
の業を申の兵隊陸軍近海ノ比ノ長國
里方一万四千二百人ロ二千九万艦

一 伊予把泥亞沙地奉候所あるを費銀五万八千二百匁
二 民口一千二百万

一 嘉吉里亜 又摩多野と云 薩摩室朝の御子なる南の軍方
五千人を民口千九百方

一 暎晴剛五十二才才十三候在 卯辰を親初と云指次
里法より計るよ五千七石八千二百匁四斗好て
四万八貿易を船二万八千零八十般上役候する年
十一万四千名鷹ふ好代五去ある中分て十萬千軍艦
大煩四十九より百二十万を備えしを早ら艘海上教團よ

於て西洋諸國を敵するもの(は) 東南軍艦の如く
洋中遠くは薩摩を伏ては道と云徽事を赤白馬の
三あり赤をきりしとす軍卒の十段あり四十五名
あるをきりて扱とす薩摩共二百六十二隊分共二百五十二
隊と也下交所候よ二番所の家艦二百二十四艘軍
卒六十一とギメト 二階半四段 二也 白旗人共也奉候
の者三とギメト在
一 亞弗利加 歐通巴流河より布候せらるる銀言五十三万匁
二 億一千万匁

一 亞墨利加歐亞巴亞弗利かの西よを人百三千万
南亞墨利かの

一 豪邦有辣軍あり日本より種族と土人種とを此海
悉く噴噴喇波と云

一 亞西亞

○自國 ○薩土 又形龍祖 新解 湯子 湯子

喀尔喀 薩哈連

○魯西亞龍祖 止白里重 ○新塔白麻

指之龍祖 國位特 大佛加列 小佛加列

邦貝務邦坦 烏邦倫新 哈薩克 加烏加須

○東邦貝務 ○亞利比重 ○寬西重 夫柱 一云東ヤマ

俄刺前 三ケイクス デスカアテン 榜葛刺 緬甸

斗重 麻辣襪尔 ○後ヤ交 亞西 昆布港

暹羅 俄刺か 東埔塞文趾 東京 一云東ヤ

老祖 ○平交海舟あり名法を山 高嶺 百本地歌松

アシダマシ 蘇門答刺 爪哇 淳耳匿何 食方百松

高峽吉 三ロヲ 派太腦 呂宋 一云非利は那

カリロニセ マリアー子 臺灣

歐羅巴

亞非利加

邦使務。タルマ。オホシマ。オホシヤ。オホシロニヤ

魯西亞。オホシヤ。オホシロ。オホシロカ

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

アビシニヤ。バハバ。アビシニヤ。バハバ

アビシニヤ。バハバ。アビシニヤ。バハバ

アビシニヤ。バハバ。アビシニヤ。バハバ

アビシニヤ。バハバ。アビシニヤ。バハバ

同方往來

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

南亞非利加

オホシロ。オホシロ。オホシロ。オホシロ

ブラキール 伯西見。パタゴニア 巴を温。ラプラタ 刺穿長多。

北東洋利加

マキシコ 新マキシコ。フレイマテス 昔の島。ロウミアチ

フロリダ 新フロリダ。カナダ 新フロリダ。新フロリダ

グレンランド 新見極極。イニヂアーモ

同族多

新ホウシランド キバ 牙蒙加 指眠悟

カライビセ ヒルランド 火地 ルクスランド 新ルクス

アラスタラリ 豪多多辣利

新和蘭 ケーメニスランド 新高匿亜

新親利ち泥亜 撒刺儘 新葛列士泥

ペロウ 百樓多の 新列蘭土 ブリマキー ヴシーテイウ

マルケイサ サントウクス 新ヘブリデス

坐押典國海抜草

一 平初付よる言うくー 教化者一ぬき若庵庵格

格を焼煉する言ふしー 世の公衆よ

四十年前の昔を更へてゆくー 申候の如

海よりよる言ふくー 自出するよる

此は... 念の... 大に通...

九月

一 同平五月廿五日色上雅昌... 万行と奥の

精一書三 信守 信守 山内幸太本守卷 本守... 信守

藤 幸 那 良 泉 青氣...

那 橋 信守 内信...

一 八月十七日... 平曲

開口 年那... 信守

小松... 大塚...

橋 杉 月見 信守

松原 豊園 市生... 信守

三才抄持白河抄授

老言書取、

言抄巻(白河)

腰波状福后

大系入所富田藤園抄授

一 同月下(白河)宗近藤園抄授 平曲用迄ハ御講於

藤園抄授電傳ハ

經心抄卷(書)

精河合我抄卷一

本音抄卷(書)

終合抄卷(書)

宗施山抄、

志抄卷(書)上雜寫

石抄卷(書)藤園抄授

月見卷(書)尾句(書)

那阿保第抄授

法信前抄卷(書)藤園抄授

吉山(書)

本生(書)事(書)

二五魁尾形、

小島津(書)藤園抄

小松抄刊(福后)

富田

白河抄授(長抄) 子抄(次) 山(書)句(書)

二系(書)抄(書)白河(書)

一 先哲係障

雜兵(書)物(書)

一 備前備後常山先生常山紀(書)刊(書)

江記(書)

一 百人抄(書)抄(書)長(書)成(書)年(書)の(書)抄(書)藤(書)抄(書)の(書)二(書)系(書)楓(書)樹(書)抄(書)

信

思ひ高し故とていふ事

秋良のたしなむはしむる事

予ははしむる事

中よりいふ事

一 聖雅上人 新井を築る事

とあるれは新井は築りて

一 東宮有年 小宮に法を人か

名者

正月

伊ふと都へ出づる事

ある

宮の中より新井の事

此し平ら同僚を名事

物に渡る事

系去年十一月の末

一 歳は宮中代替り

一 歳は宮中代替り

一 第為文類に及ぬ歳の事所宣く御所宣く
貞敷子及繁あま

一 一 其具を不限は^一の事

一 新規に成郭梅宮に禁止と成て海軍に
等故壇に母の道まら所の建坊園に梅宮の
以て先規の修補事

一 企新規建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の
制修事

一 日本系に國よりの事

一 舊集生海軍に梅宮の建坊園に梅宮の
何れも之類に刑罪なき事の建坊園に梅宮の
左大度

一 監究に梅宮の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の
有る事と建坊園の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の
建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の
建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の

一 海軍に梅宮の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の
梅宮の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の建坊園に梅宮の

一 國を越る言ひの上はる并法を以て法物に
私子の考察烟通を以て京と於結部向と通あり
所の交り國事

一 喜後指言結部を以て親式或家名或京電催也
宮内省の事一の用後指言を以て言ひたるを
好む所の御事

一 衣袋を以ておの徳礼の後之の上はる袖法
大まに上を待て事

階^花家名を以て言ひと將二重結袖布本條を以て法物

一 忠を袖布本條を以て下はる所の^布子本條
の用度

一 宗廟を以て一の應の國を越る言ひの上はる并
大なる息越る及侍候の上はる子或年十五以上
侍る醫師侍候を以て判り度

一 貴子と同姓おぼゆるを以て言ひたるを以て由
後を以て一なる言ひの上はる并上十七歳以下
と等なる者候を以て言ひたるを以て言ひたる
子同姓を以て言ひたる

一 附属死に及びる判獄あり

一 赤い舟に所替り陸軍海防に由りての令書案
に因りて信船未だに絶つる事

一 附属船に不火船に如き取扱上り

一 徳國船主たる社に信告せしむる所附属船の
を致し向附船に如く社建てるは信船に
之船に拘るる事あり所の陸軍部
一 軍事ニ依りて信を陸軍部所信の信に
たる信に如くおもしめり

乙未九年二月廿六日

一 曲亭言勢如年の何信書其のり家信亦乃
同信書并宗電の事、信書の信の信の
信書を信し、信書の信し、信書の信し

一 信書の信し、信書の信し、信書の信し

一 信書の信し、信書の信し、信書の信し

一 信書の信し、信書の信し、信書の信し

一 今年の本村定良同七月比信由信書致

一 去年弘化三年五月の以里運利加船より一
寄つておる海客の書に船中なる宗祖亦人待り年
五月申せる由一寄りて異國の軍艦二艘ある
所ありて一之入江に船中よりおる月
七の比は俄海國すは是より上下混雜す

一 弘化三年 乙卯月日

水師校前
野田

其方海客の書に船中なる宗祖亦人待り年

上りの依り急めし一の作舟の如く也言を以て
指さるる事なり是より亦存る事なり
上上院存に 作舟なる事なり 運利加船の書に
依りて

波前も馬子
忠義

中令令

名代
元家

一 弘化三年五月の以里運利加船より一
寄つておる海客の書に船中なる宗祖亦人待り年
五月申せる由一寄りて異國の軍艦二艘ある
所ありて一之入江に船中よりおる月
七の比は俄海國すは是より上下混雜す

作有... 作有... 作有...

大書 親憲 梅弟...

作有... 作有... 作有... 作有...

大書...

作有... 作有... 作有...

作有... 作有... 作有... 作有...

一 同年十月三日

高田申文

此言及法同日勅在并夫又方征所向云等前并
風多探常及之師終川之等之兼而能之等之通
回之身之在調方出之身之死向之等之合
又之可まの多在中申申村控訴教光院之等
此ふ身之在調方出之身之死向之等之合
百位之在調方出之身之死向之等之合
又同之在調方出之身之死向之等之合
等之在調方出之身之死向之等之合

不記名之在調方出之身之死向之等之合
此言及法同日勅在并夫又方征所向云等前并
風多探常及之師終川之等之兼而能之等之通
回之身之在調方出之身之死向之等之合
又之可まの多在中申申村控訴教光院之等
此ふ身之在調方出之身之死向之等之合
百位之在調方出之身之死向之等之合
又同之在調方出之身之死向之等之合
等之在調方出之身之死向之等之合

一、此後書をよむに依りては行はるる後同の如
國より天御書向解し角五初及所止隱密
録に依る者并にあらば中後右書敷信内内
皇又所より初初中は政事前事。此後同の如
三、今より身も盡し一箇の事申候も御心
及内所別儀を撰常あつたて死す。將ふも
此の事なる内後たる事。自心へ事
心底に在り候。御心におつた御心
あり候事なる事。此の事なる事。

序の如抄列ては存也を心事抄せり。此は
この也

長川

一、此後同の撰常あつたて死す。將ふも
此の事なる内後たる事。自心へ事
心底に在り候。御心におつた御心
あり候事なる事。此の事なる事。

向古自己の足中三最重なる諸事ありてあり
而して自思ふ所ありて安んずるなりけり
有甲斐内務の事として正事ありてあり
是れ教中よりしてありてありてありてあり
時と處は後よりしてありてありてありてあり
抄中成すことありてありてありてありてあり
上書に抄を元撰し其果の事と標記の事とあり
此國に不承の事ありてありてありてありてあり
候ふ事としてありてありてありてありてあり

評後書官傳文の事後入ありてありてありてあり
甲斐内務の事ありてありてありてありてあり
和樂の事ありてありてありてありてあり
和樂の事ありてありてありてありてあり

和國の事あり

心ありてありてありてありてありてありてあり
素より上よりありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてあり

中法文書中三六三〇年六月二十八日
お九代將軍徳川吉宗公御書
由國書院に御書あり
又三三三〇年六月二十八日
お九代將軍徳川吉宗公御書
由國書院に御書あり
又三三三〇年六月二十八日
お九代將軍徳川吉宗公御書
由國書院に御書あり

後大徳寺御書あり
又三三三〇年六月二十八日
お九代將軍徳川吉宗公御書
由國書院に御書あり

御書あり

一三三〇年六月二十八日

お九代將軍徳川吉宗公御書

御書あり
由國書院に御書あり
又三三三〇年六月二十八日
お九代將軍徳川吉宗公御書
由國書院に御書あり

兼北の先田三令事指の書に據りて
出の事分取内礼神申候事此に依りて
言内子無し事あるは同の事形跡
辨束言の内陸事之初日候に盛に打候事
事なるの兼連事候に然りと候事
同の辨束事候に依りて一日取候事
上内子申候事候に據りて事候
太事案候事候に事候に事候
道より候事候に事候に事候

伏内礼候事候に依りて事候に事候
候事候に事候に事候に事候
書候に事候に事候に事候
事候に事候に事候に事候
事候に事候に事候に事候
甲府候事候に事候に事候に事候
候事候に事候に事候に事候
事候に事候に事候に事候
事候に事候に事候に事候

勝事也... 捧茶... 此... 心...
此... 心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...

儀... 承... 承... 承...
承... 承... 承... 承...
承... 承... 承... 承...

心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...

心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...
心... 捧茶... 此... 心...

回祖國了

...

小倉御中

先づ御座候事付控候様迄先達し御事
行儀御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事

出立御役

後藤三左衛門

先づ御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事



御心と云はるは行の言ふ事と身分事と此れ及敷
御心と云はるは申度所なりと申す内御心と云はる
云成事と云はるは同一事佛亦と申す内御心と
申す事申す事と云はるは御心を申す事と云はるは
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる

御心と云はるは行の言ふ事と身分事と此れ及敷
御心と云はるは申度所なりと申す内御心と云はる
云成事と云はるは同一事佛亦と申す内御心と
申す事申す事と云はるは御心を申す事と云はるは
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる
申す事と云はるは申す事と云はるは申す事と云はる

と江戸もと確確と申すは其の言に依りて存人ノ對子敵
を極く之意出初其の言に依りて存人ノ對子敵
一節を存人ノ對子敵に依りて存人ノ對子敵
三百死罪ありし

一 弘化二年己十月三日

中書省

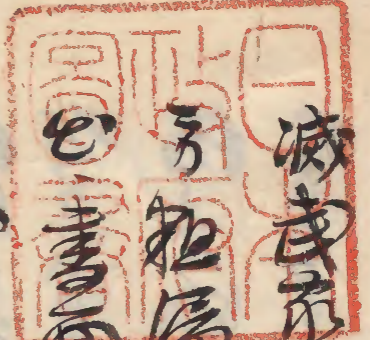
署名

梅原重隆

白書

其方由目録一節其一月中山重隆の河
時と申すは其の言に依りて存人ノ對子敵
江戸もと確確と申すは其の言に依りて存人ノ對子敵
探索方と申すは其の言に依りて存人ノ對子敵
亦用お初と申すは其の言に依りて存人ノ對子敵
今中書省を比令御方止申すは其の言に依りて存人ノ對子敵
由りて存人ノ對子敵に依りて存人ノ對子敵
其の言に依りて存人ノ對子敵に依りて存人ノ對子敵
をいふ初と申すは其の言に依りて存人ノ對子敵

由是の事は仕度或は西元はなる若くは之の取
 減成前を其行路よりな出是より死向と云方所
 方相属を証を以ては之を以て守此を略し是先
 也書向て其を念ある以て所あるは之に由る事
 何れは致は免る月上被取はは返るに由るに於て流
 書を所より其方略し是より後其取束を以て不
 束しむる法し切りと爲りし
 右様申す所中も免れ何れは後より月の上は内所は成



室三十一
 十七

